

別表 1

整備区分及び整備内容

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改修型創設	既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。
増築	既存施設の定員を増加するための整備を行うこと。
改築	既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと(移転改築、一部改築を含む。)
ユニット化改修	既存のユニット型以外の施設をユニット型個室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。
大規模改修	既存施設の躯体工事に及ばない別表 2 の内容の工事を行うこと。
看取り対応改修	看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと。
増床型改修	既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること。

(注 1) 東京都内(八王子市を除く区域)で整備する事業を対象とする。ただし、看取り対応改修については、八王子市を含めた東京都内の全区域で整備する事業を対象とする。また、看取り対応改修については、ターミナルケア加算を既に届出済み、あるいは、今後、届出予定の施設を対象とする。

(注 2) 大規模改修については、民間法人が所有する建物(国又は地方公共団体が設置する施設(地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。))を除く。)についてのみ対象とする。

(注 3) 改修型創設及び増床型改修については、東京都補助金等交付規則第 2 4 条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

別表2

大規模改修における対象工事

区分	内容
(1) 施設の一部改修	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の付帯設備の改修	経年劣化により使用に耐えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改修工事
(3) 施設の模様替え	① 入所者の生活環境の改善を目的として行う療養室、浴室、食堂等の内部改修工事 ② 療養室と避難経路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の療養室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(4) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事
(5) 消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(6) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 緊急災害時用の自家発電設備の整備

※ (1)、(2) 及び (3) ①については、以下のとおり条件を設ける。

- ・ 過去に本要綱に基づく補助金（ユニット化改修は除く。）及び都の「特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助要綱」に基づく区市町村の補助金を受けて行った工事の該当箇所については、当該工事の竣工後10年以上経過している場合のみ対象とする。
- ・ 区市町村から譲渡を受けた建物については、譲渡後10年以上経過している場合のみ対象とする。
- ・ なお、上記に関わらず、創設、改修型創設、転換創設又は補助金を受けて行った大規模改修（ただし、別表2 (1)、(2) 及び (3) ①に限る）竣工後10年を経過していない施設は、対象外とする。

別表3

補助基準額

1 基準額		2 対象経費	3 補助率
大規模改修及び看取り対応改修以外	島しょ以外の地域	島しょ地域	10/10
	別表4及び別表6に定めるところにより算定した額に、別表8に定める促進係数を乗じて得た額に、別表7に定めるところにより算定した額を加えた額	別表4、別表6及び別表7に定めるところにより算定した額に、別表9に定める島しょ工事費指数を乗じて得た額	
大規模改修	1件当たり157,530千円		1/2
看取り対応改修	1件当たり4,500千円		10/10
同上			

別表4

類型、基準単価及び算定単位

整備区分	類型	基準単価	算定単位
創設	ユニット型	5,000千円	整備床数
	従来型個室	4,500千円	
	多床室	4,050千円	
改修型創設	ユニット型	3,750千円	整備床数
	従来型個室	3,375千円	
	多床室	3,037千円	
増築	ユニット型	5,000千円	整備床数
	従来型個室	4,500千円	
	多床室	4,050千円	
改築	ユニット型	6,000千円	整備床数
	従来型個室	5,400千円	
	多床室	4,860千円	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室への改修	2,500千円	整備床数
	従来型個室からユニット型個室への改修	1,250千円	整備床数
増床型改修	ユニット型	2,500千円	整備床数
	従来型個室	2,250千円	
	多床室	2,025千円	

(注) 1 「整備床数」とは、整備する介護老人保健施設の入所定員数をいう。

別表5

補助金の交付時期

区分	第1回		第2回	
	交付時期	交付額	交付時期	交付額
年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合	工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)が契約額の30%以上に達したとき。	補助額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額)に工事出来高(前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。)を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額(前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額)の範囲内で千円未満を切り捨てた額	補助事業が完了したとき。	補助額から当該年度における既支出額を控除した額
上記以外の場合	補助事業が完了したとき。	補助額全額	—	—

(注) 補助事業の遂行上、特に必要があると認めるときは、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。

別表6

併設加算単価

併設するサービス(事業所)	単価への加算額	算定単位
看護小規模多機能型居宅介護事業所	350,000円	整備床数
認知症高齢者グループホーム	300,000円	
小規模多機能型居宅介護事業所	300,000円	
認知症対応型デイサービスセンター	100,000円	
介護予防拠点	75,000円	
訪問看護ステーション	90,000円	
夜間対応型訪問介護事業所	50,000円	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	50,000円	
地域包括支援センター	10,000円	

- (注) 1 併設加算に係る単価の合計額は、500千円を上限とする。
 2 床数は100床を上限とする。
 3 訪問看護ステーションの併設加算については、次の(1)に掲げる額と(2)に掲げる額とを比較して、少ない方の額とする。
 (1) 単価への加算額90,000円に、整備床数と別表8に定める促進係数を乗じた額
 (2) 50,000円に、整備床数と別表8に定める促進係数を乗じ、さらに4,000千円を加えた額

別表 7

物価調整額

整備区分	類型	物価調整額	算定単位
創設	ユニット型	4, 180千円	整備床数
	従来型個室	3, 770千円	
	多床室	3, 390千円	
改修型創設	ユニット型	3, 140千円	
	従来型個室	2, 825千円	
	多床室	2, 543千円	
増築	ユニット型	4, 180千円	
	従来型個室	3, 770千円	
	多床室	3, 390千円	
改築	ユニット型	5, 020千円	
	従来型個室	4, 520千円	
	多床室	4, 070千円	
ユニット化改修	多床室からユニット型個室への改修	2, 090千円	
	従来型個室からユニット型個室への改修	1, 045千円	
増床型改修	ユニット型	2, 090千円	
	従来型個室	1, 880千円	
	多床室	1, 695千円	

別表 8

促進係数

対象整備区分	整備率別促進係数（島しょを除く）	
	整備率	促進係数
創設、 改修型創設、 増築、 増床型改修	0. 50%未満	1. 50
	0. 50%以上0. 60%未満	1. 40
	0. 60%以上0. 70%未満	1. 30
	0. 70%以上0. 85%未満	1. 20
	0. 85%以上1. 00%未満	1. 10
	1. 00%以上	1. 00

(注1) 整備率は、施設を整備する区市町村における「補助年度の前々年度末における介護老人保健施設の竣工施設定員数」を「補助年度の前々年度における1月の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口」で除して算出するものとし、別に定める。

(注2) ただし、老人福祉圏域単位の促進係数が区市町村単位の促進係数を上回る場合には、老人福祉圏域単位の促進係数を適用する。

(注3) 施設を整備する区市町村における令和7年度末（令和8年3月31日）の介護老人保健施設の竣工施設定員見込数を令和7年度における第一号被保険者の見込数（当該区市町村が第8期介護保険事業計画において定めた数とする。）で除して算出する整備率が0. 60%未満の場合、上記促進係数に0. 3を上乗せする。

別表9

島しょ工事費指数

場 所	指 数
大島	1. 2 5
利島	1. 6 0
新島	1. 4 0
式根島	1. 4 5
神津島	
三宅島	
御蔵島	1. 6 0
八丈島	1. 5 0
小笠原 父島	1. 8 5
小笠原 母島	1. 9 0

別表10

1 不動産及びその従物

財 産 名	期 間
建物	
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	50 年
レンガ造、石造又はブロック造	41 年
鉄骨造（骨格材肉厚 4mm を超えるもの）	38 年
（骨格材肉厚 3mm を超え4mm 以下のもの）	30 年
（骨格材肉厚 3mm 以下のもの）	22 年
木造	24 年
木骨モルタル造	22 年
電気設備	15 年
冷暖房設備	15 年
給排水設備	15 年
上記の期間は、創設又は改築の場合の期間とし、既存の建物を増築又は改修した場合は既存建物の状況及び工事内容等を考慮して定めるものとする。	

2 上記1に記載のないものについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」（平成20年厚生労働省告示第384号）に準ずる。